'18年12月14日 経朝

非正規格差、二審も「不当」

日本郵便に賠償増額命令

正社員と同じ仕事なのに手当や休暇付与に格差があるのは違法だとして、日本郵便の契約社員3人が同社に損害賠償を求めた訴訟の控訴審判決が13日、東京高裁であった。白石史子裁判長は同社に計約92万円の支払いを命じた一審判決を変更し、賠償額を計約167万円に増額した。

2017年9月の一審・東京地裁判決は正社員の住居手当の6割、年末年始勤務手当の8割を損害額としたが、白石裁判長は手当相当額全額の賠償を認定した。

白石裁判長は判決理由で、年末年始勤務手当は最も忙しい時期に働いたことへの対価にあたるとも指摘。住居手当についても、転居を伴う配置転換のない正社員に支給しないのは不合理だとした。

また、契約社員の病気休暇が無給なのは不合理として、原告のうち1人について病気で有給休暇などを取得したことへの損害も認めた。原告側は賞与にあたる「夏期年末手当」の格差も違法と主張したが、白石裁判長は一審と同様に退けた。

判決を受け、日本郵便は「判決内容の詳細を確認した上で、今後の対応を決めていく」とコメントした。

'18年12月14日 道 新朝

日本郵便の非正規訴訟

不合理格差 二審も認定

日本郵便の契約社員3人が、正社員との待遇格差の是正を求めた訴訟の控訴審判決で、東京高裁は13日、手当などの一部格差を不合理だとして計約167万円の支払いを命じた。昨年9月の一審東京地裁判決より増額した。

訴訟では、手当の不支給や休暇などの差が労働契約法20条が禁じる正社員との「不合理な格差」に当たるかどうかが争点となった。白石史子裁判長は、業務内容などに違いがあるとして、賞与に当たる夏期年末手当などの格差は容認。しかし、一審と同じく、年末年始勤務手当と住居手当、夏期冬期休暇と病気休暇は、不合理な格差だと判断した。

一審は、年末年始勤務手当と住居手当について正社員の8割と6割の限度で認められるとしていた。差をつけた理由は「正社員の長期勤務への動機付けの面がある」としていたが、高裁はその理由を支持せず同額にすべきだとして増額した。

日本郵便では約19万人の非正規社員が働く。原告の宇田川朝史さん(53)は「賞与の格差などは認められず納得できないが、一歩前進だ」と話した。

日本郵便格差訴訟で支給の可否を判断した手当・休暇一覧

原告が求めた手当など	東京地裁	大阪地裁	東京高裁
外務業務手当	×	×	×
業務精通手当	×	×	×
年末年始勤務手当	○ 正社員の8割	○ 正社員と同額	○ 正社員と同額
早出勤務手当	×	×	×
祝日給	×	×	×
夏期年末手当	×	×	×
住居手当	○ 正社員の6割	○ 正社員と同額	○ 正社員と同額
扶養手当	請求せず	○	請求せず
夏期冬期休暇	○	×	○
病気休暇	○	×	○
夜間特別手当	×	請求せず	×

'18年12月14日 読 売朝

手当格差 2審も違法

日本郵便に賠償増額命令

東京、千葉、愛知の3都県の郵便局に勤める契約社員3人が、日本郵便(東京)に正社員との待遇格差を是正するよう求めた訴訟で、東京高裁(白石史子裁判長)は13日、1審・東京地裁判決から賠償額を増額し、計約167万円の支払いを同社に命じる判決を言い渡した。

労働契約法は雇用期間に期限のある契約社員らと正社員の労働条件に不合理な格差を設けることを禁止。原告側は手当などが正社員と異なるのは同法に違反すると主張していた。

1審判決は、正社員に支給される「住宅手当」と「年末年始勤務手当」が契約社員に支払われないことを違法とした一方、「手当の支払いには、正社員に長期的な勤務を促す意味もある」として、契約社員への支払いは正社員の6~8割が相当だと判断。計約92万円の支払いを命じた。

これに対し、2審は、「住宅に要する費用は正社員も契約社員も変わらない」などとして、両手当について正社員と同額を支払うべきだと結論付けた。

ただ、賞与など別の6種類の手当については「正社員と仕事内容が異なる」などとして、1審と同様に格差を認めた。原告側はこの点の判断を不服として上告する方針。

非正規待遇 是正の流れ

正社員と非正規社員の待遇格差を巡っては、最高裁が今年6月、「格差が不合理かどうかは、手当などの賃金項目を個別に考慮して判断すべきだ」との初判断を示し、企業に格差を厳格にチェックするよう求める判決を出している。

厚生労働省も11月に「同一労働同一賃金」制度の指針をまとめ、原則、非正規社員にも正社員と同等の手当を支給するよう定めるなど格差を是正する方向での取り組みが進んでいる。13日の高裁判決もこの流れに沿った内容となった。

判決後、東京・霞が関で記者会見した原告の浅川喜義さん(47)は「住宅手当の満額が認められたのは当然。判決が非正規社員の待遇改善につながってほしい」と語った。

日本郵便によると、従業員約39万人(4月現在)のうち、約半数が正社員以外の従業員。賠償額を増額した2審判決が今後、手当の支払いに影響を及ぼす可能性がある。同社は「判決内容の詳細を確認し、今後の対応を決める」としている。

'18年12月14日 朝 日朝

待遇格差の賠償 増額

東京高裁 日本郵便への命令

日本郵便の契約社員3人が、同じ仕事をする正社員と比べて手当や休暇制度に格差があるのは労働契約法に違反するとして、同社に約1300万円の支払いなどを求めた訴訟の控訴審判決が13日、東京高裁であった。白石史子裁判長は、問題となった10の手当・休暇のうち、一審・東京地裁判決と同様、二つの手当と二つの休暇の格差を「不合理」と認め、賠償命令の額を約90万円から約167万円に増やした。

正社員と同じ地位にあることの確認や、賞与の格差是正などは、一審と同じく訴えを退けた。原告は上告する方針。

格差が違法と認められたのは、八つの手当のうち、年賀状の配達に対する「年末年始勤務手当」と、賃貸住宅に住む場合の「住居手当」の二つ。昨年9月の一審は「正社員の長期雇用への動機付けという面もある」として、それぞれ正社員の8割と6割の賠償を認めたが、二審は正社員と同額の支払いを命じた。

残る六つの手当は格差を容認し、「夏期年末手当」(賞与)については「労使交渉で決めており、金額の相違が不合理だとは言えない」と指摘した。

休暇は、「夏期冬期休暇」と「病気休暇」の二つを原告に与えていないことを、一審に続いて違法だと認めた。原告はこの分の賠償を二審から追加で請求しており、無給で休んだ日数分の賃金の支払いが認められた。

正社員と契約社員の賃金格差をめぐっては、最高裁が6月、「手当の趣旨を個別に考慮し、不合理かを判断する」との枠組みを示している。今回の判決は、これを踏襲したとみられる。

判決後の記者会見で、原告の浅川喜義さん(47)は「一審から一歩でも前進をという気持ちで頑張ってきた。大きな成果だ」、代理人の棗(なつめ)一郎弁護士は「まだ是正されていない格差もたくさんある」と述べた。

日本郵便は「判決内容を確認し、今後の対応を決めたい」とコメントした。

(北沢拓也)